

日 時：平成 23 年 10 月 18 日（火）
午前 10 時～

場 所：コミュニティプラザひまわり
会議室 1

第 2 回 清瀬市第 3 期障害福祉計画策定委員会次第

- 1 事務局より報告事項
- 2 議 題
 - (1) 清瀬市の現状と課題
 - (2) 委員会の今後の日程について
- 3 その他

次回委員会 11 月 28 日午前 10 時

日時：平成23年10月18日（火）午前10時00分～

場所：コミュニティプラザひまわり2階 会議室1

配布資料

【資料1】 障害者及びサービス利用者数の推移

【資料2】 清瀬市第3期障害福祉計画策定に基づく関係団体及び事業所アンケート調査実施概要
（案）

【資料3】 清瀬市第3期障害福祉計画策定に基づく関係団体及び事業所アンケート調査票（案）

【資料4】（別紙）障害福祉サービス等の概要

1. 事務局より報告事項

配布資料確認他

2. 議題

（1）清瀬市の現状と課題

事務局：資料1に基づき説明

委員：障害の認定者数であるが、精神障害の中で発達障害の方と、認知症の中で高次脳機能障害の数が分かれば教えてほしい。

事務局：高次脳機能障害に関しては、東京都が平成19年度に行った調査では都内全体で49,500人いるという数値が出ており、それを清瀬の人口比に置き換えると、約300人程度存在すると考えられます。しかし、その方々全員が手帳を所持しているかはわからない。また、発達障害に関しては資料がありません。

委員：一点目、旧法施設支援利用者が法律改正から5年経つのに新体系への移行が完了しておらず、こんなに施設が残っているというのが率直な感想である。

二点目、相談支援事業に関して、清瀬市は2年前にサービス利用計画給付が0だが、現状はどうなっているのか。

三点目、10ページの地域活動支援センターの電話相談、面接・訪問相談が9ページの相談支援事業と重複する部分があるが、利用対象者はどのようになっているのか。

事務局：一点目、旧法からの移行に関して、平成18年に法律が施行され、5年以内に移行することになっていますが、市内の清瀬園という内部障害者の施設は廃園、工房わかばという知的障害者の通所授産施設は来年度からは新体系に移行します。市外の施設についても4月から新体系への移行が決まっており、現在残っている利用者に関してはすべてクリアになります。

二点目、サービス利用計画の実績はありません。利用計画が必要な方の情報が入ってこないことと、実際には利用計画書を作るまでに至らず解決されるケースが多い。しかし、来年度以降法律が改正されて、新たなサービスとしての位置づけがなされることで対象者も増えるので

はないかと考えています。

三点目については、地域活動支援センターで受けている電話相談、面接・訪問相談というのは、登録者を対象としたものです。それ以外の相談支援事業には、より専門的な相談を受ける場です。

委員：先程ご指摘があった発達障害に関して、就学前後の時期にいろいろ特定はされるのだが、コミュニケーションの障害、落ち着きがない、特定の部分だけ問題があるなど様々であり、保護者が子どもの障害を受け入れられないケースも多く、小中学校の普通学級とかでトラブルが生じている。文科省のデータによると、通常学級の中で6%以上存在しているようだ。小学生のうちには親も若くてなんとかなるが、中学生以上になると発達障害は法の谷間になり、どこにも頼れない。知的には高いということで、本人がストレスを感じてしまい、それが家庭内暴力に発展してしまう家庭も多い。

現在、手帳を取得している方は少ないが、今後は発達障害が精神障害者として認定されることになり数は増えると思う。20歳直前で手帳を駆け込みで取得される方も増えており、就労や余暇の問題など難しい対応が考えられるが、枠から外れてしまって非常に困難な生活を強いられている状況がある。これに対してしっかりと対応していく必要があるのではないかと。

委員：発達障害の場合、高機能といわれる人たちは精神障害者保健福祉手帳の対象になっており、取得者はかなりいるはずなので障害福祉課で把握していただきたい。発達機能障害と高次脳機能障害は自立支援法の対象として昨年末に法律で決まったのだから、この件に対して障害福祉課は意識して取り組んで頂くために、まずは実態把握から始めてほしい。

委員：精神保健福祉手帳の中で、発達障害の方がどの程度取得するのか気になっていた。児童で精神保健福祉手帳をとった方も少なからずいるが、親が「うちの子は精神障害者ではない」と言って取得しないケースもあり、親の考え方で手帳の取得が左右されることもある。

高次脳機能障害に関しては、体の障害を伴う障害なので身体障害者手帳を取得するケースが多い。これは、身体障害者手帳のほうが利用価値が高いので医師も身体障害者手帳での取得を勧めるからである。精神でしか取得できない場合に精神保健福祉手帳を取得するケースがあるかと思うが、身体だけで高次脳機能障害を取る方については、診断書に高次脳機能障害を伴うと書いてくれる先生が少ないので、なかなか把握しにくいのではないかと。

事務局：障害者認定者数には、手帳取得者が書かれていますが、発達障害に関しては国が調査した比率を人口に換算しているので推計値です。

委員：相談支援事業は、そこまで持っているのかというのが大事である。相談先は、障害福祉課か相談支援事業所になるが、相談支援事業所はここ最近広く知れ渡っており、手帳を持っていない方の情報源としても大きな役割があるので、工夫して取り組んでほしい。

事務局：相談支援事業に関して、月1回担当者レベルでの報告会を行っています。その中で、例えば、高次脳機能障害の疑いがある相談は個別に相談支援事業所に伝えるようにしています。

委員：相談支援事業の9ページで、21年度から22年度の電話相談が減って、面接・訪問相談が増えているが、これの成果や方針の転換などがあれば教えてほしい。

事務局：延べ件数でデータを出しており、1人に対して複数回訪問することがあったため、この件数に繋がったと考えています。

委員：先程の発達障害と高次脳ではないのですが、私の周りに知的障害の家族がいる。お母さんが洗濯物をはさみで切ったりする。娘さんも近所の自転車を壊すなどよく暴れる。警察を呼んだり

するが、以前からの住人は長い付き合いで慣れているが、引っ越してきた方は、すぐ引っ越してしまうケースがある。なんとかしなければと思っているのだが、何年経ってもその状況が変わらない。これを地域生活支援のあり方としてのモデルケースとしてなんとかできないか考えている。皆さんにも是非お力を貸して頂きたいと思う。

委員：計画の具体的な実施体制につながるころはあると思うが、ここで話す議題ではない。

清瀬市の現状と課題であるが、現状から課題を抽出するにあたり、手帳取得者数は具体的で解りやすい数字であるが、手帳取得はサービス利用を前提に手帳を取得するのであって、とりあえず取得するというケースはあまり考えられない。逆に言えば、魅力的なサービスがないから手帳を取得しないケースもある。サービスがきちんと用意できるか否かで手帳の取得率は上下することが予測される。参考資料としてでも構わないので、未取得者の推計値を載せるべきである。そして、推計値と手帳取得者数にずれがあるとするなら、そこに課題があるのではないか。サービスが充実している自治体には障害者が集まるという傾向として考えた場合、東久留米の手帳取得率が高いという点にも興味がある。

事務局：先程からの推計の課題ですが、例えば特別支援学級、あるいは特別支援学校の生徒数に関しては、データを整理して報告させていただきます。

課題については、第1回の資料4に4点挙げさせていただいています。その中で数値化が必要なものに関しては調査して報告させていただきます。

委員：法改正の内容について、児童育成の連続性の問題、相談支援の充実、虐待防止法に向けた取り組みなど、これらに関してはどのように取り組んでいくのか。

事務局：この第3次障害福祉計画については、国の指針によると、基本的には第2期と同じように進めていくとなっています。この先、予定されている法改正などがありますが、あえてそれは数値として反映させずに、現状をベースにした数値で見込むこととなっています。

事務局：資料2・3に基づき説明。

委員：アンケートの対象の中に「身体障害者（視覚）」とあるが、視覚障害者の方々にこういうアンケートをどのように書いて頂くのか。

事務局：前回調査ではご家族や付き添い人にアンケートを記入して頂いたもので、今回も対象者と相談して決めたいと考えております。

委員：対象団体の10団体というのはどのように決めたのか。

事務局：例えば、アフターケア協会については、複数の事業をされているということで、一つの事業所として考えています。

委員：主に障害者にかかわる団体だと思うが、高齢者と障害者の両方を扱う場合はどうなるのか。

事務局：対象になります。

委員：発達障害の方々は、家族会や当事者団体が無い。それぞれの年齢別に課題が異なる。団体が無いが困難を抱えているケースもあり、そのようなところからどのように意見を吸い上げるのか。

事務局：発達障害の団体はいくつかありますが、詳細を把握していないため、今回は掲載をしていないため対象としていません。どのように反映させるかという点については、パブリックコメントとして意見を頂くという方法もあります。

委員：今の話とは別になるが、発達障害系で手帳対象にならないということで、実際に0～18歳は把握できないのが実態である。18歳以上に関しては、保健所がかなり一生懸命やっているのだが、

当事者団体はない。一生懸命取り組んでいるところにヒアリングに行かれてはいかがか。

事務局：保健所は対象として考えていなかったが必要があれば伺いたい。

委員：福祉計画は数値をあげる計画であり、法内事業に限定せざるを得ない。手帳取得と実際の障害者の数のギャップも今後の課題ではあるが、そこは障害者計画できちんとやるべきで、その結果が福祉計画に反映される。そのうえで、障害者計画はきちんとやっていただき、今回は法内事業を対象としたヒアリングを行うべきではないか。

事務局：委員ご指摘の部分に関して、当事者の状況や意見は欠かせませんが、それについては、平成20年に策定した保健福祉総合計画の障害者計画で市民アンケート調査を行っており、傾向の把握と分析が行えるというのがまず一点。これについては、数値目標を掲げるということが大きな課題なので、具体的に事業所・団体からご意見を戴いて、ニーズをある程度把握できると考えています。

委員：事業者としては、ニーズに応じてサービスを提供しているが、アンケートを事業者だけに限定すると不十分ではないのか。結局、物事を片方からしか見ていないのではないか。これから事業を始めようとするケースもあるだろうし、現在サービスを提供している事業者からのヒアリングだけでは不十分である。

事務局：スケジュールとしては、12月で1つの方向性を示し、パブリックコメントを実施し、ある程度固めたものを1月に自立支援協議会に報告して了承を頂き、市長への報告を行うということで、スケジュール上あまり時間がないのでヒアリングを行うとなると調整が難しいと思います。

このアンケートについては集計した後、第3回目の会議でその結果を報告させて頂いて、策定の方に反映していきたいと考えています。

委員：スケジュールの関係で、難しいのは承知しているが、これ以外に相談支援事業所などにフリーな形で現状と課題のヒアリングをこのアンケートとは別に行ってほしい。

委員：策定スケジュールの12月から1月にかけて、パブリックコメントがなされるが、そちらで個人の意見を反映させることはできるのか。

事務局：パブリックコメントに関しては、策定委員会で作った素案を市民に示し、そこで意見を頂戴します。それを合わせた形で最終的な案を作っていきます。頂いたご意見に対して全て回答して、それを公表することになっています。

委員：パブリックコメントを早めに実施した方が良いのでは。

事務局：スケジュールに関しては、本計画と並行して高齢者の介護保険の第5期事業計画を策定していることから健康福祉部としてパブリックコメント及び最終的な市長への報告は時期を合わせたいと考えております。市長への報告時期は動かせないが、パブリックコメントに関しては多少時期をずらして実施することも可能ではないかと考えています。

ちなみに、高齢者の第5期に関しては、12月5日から約1カ月間、パブリックコメントを行い、それを1月の策定委員会で報告した後、最終案をまとめ、2月に市長に報告します。

委員：特別支援学校は毎年卒業生がいるため、どこにどのサービスがあって、受け入れ枠がどの程度あるのか毎年気にしている。これからのニーズも把握しているし、要望もあるのではないか。そこからの意見も吸い上げて反映させてほしい。

委員：手帳を取得していない発達障害の子どもが困った状況に置かれている。これは特別支援学校も同様で、原則は手帳がないと入れない。

特例として、医師の診断書があれば入れるが、近年はその特例を使って入る人が増加してい

る。清瀬市は幸い、小中高で増加は見られないが、多摩地区では羽村市や武蔵村山市において高等部で増加がみられる。

増加の原因としては、軽度の障害の子どもが増えたことがあげられる。また、軽度だから就労できるというわけでもなく、中程度の人の方が就労しやすいこともある。

恒久的な問題もありなかなか難しいが、狭間にいる子どもをどうするかが家庭でも学校でも課題である。ピンチの時に子どもたちの活動する場、自分の思いを表現できる場はあるのかといったことを考えなくてはならない。学校が持っている情報があれば協力したいし、逆に知りたい情報は教えてほしい。

委員：学校は月～金曜日で、土日は学校開放授業として、マラソンやダンスなどをやっている。地域に開かれた場であり、連携を取ってやっていけたらよい。

(3) 委員会の今後の日程について

次回委員会は、11月28日午前10時とする。

以上。